国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構

情報システム利用規則

（令和２年８月４日制定）

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学における情報システムの利用に関し必要な事項を定め、円滑な情報システムの利用と情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 通常利用者　本学役職員及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう

(2) 臨時利用者　本学役教職員及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう

(3) 利用者等　通常利用者及び臨時利用者を含めて、本学情報システムを取り扱う者をいう

(4) 情報システム　ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り本学敷地内に設置されているか否かを問わず、本学が調達又は開発し運用するものをいう。なお管理を外部委託しているシステムを含む

(5) 情報機器　本学の情報資産を扱う情報通信機器全般をいう。スマートフォンやPDAおよびPC機能を持ちネットワークに接続可能な装置等を含み、大学の備品か利用者の私物かによらない

（適用範囲）

第３条　この規則は本学構成員および別に定める手続きにより許可を受けて本学が提供する情報システムを利用する者に適用する。本学が提供する情報システムに該当する範囲は次の各号に掲げるものとする。

(1) 統合情報機構が管理する情報システムおよびネットワーク

(2) 前号に掲げる情報システムおよびネットワークに接続利用する情報機器

(3) 個人情報や機密情報等格付けされた情報を格納した情報機器および情報システム

(4) 研究および教育用に利用する情報機器および情報システム

(5) その他大学の運営等に必要とされる情報システム

２　第１項第２号及び第３号、第４号に規定する情報機器および情報システムについては、別途承認を受けた持ち込み機器や個人利用の情報機器およびクラウドサービス等においても個人情報等本学に属する情報資産の格納をおこなうものに関しては該当するものとする。

３　第１項第５号に規定するシステムについては、学外との接続が行われる場合は情報システム企画委員会に報告し審査を受けなければならない。但し、本学において明確に公開情報とされているものを、Web等により外部から閲覧する行為は本利用規

程の範囲外とする。

（遵守事項）

第４条　利用者等は、この規則を含む本学情報セキュリティポリシー及びガイドライン、実施手順、その他情報セキュリティの確保に必要な事項を遵守すること。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点がある場合は、速やかに組織情報総括責任者に相談し、指示を仰ぐこと。

２　利用者等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却すること。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと。

（識別コードおよび主体認証情報の交付）

第５条　本学情報システムを利用する者は、情報システム毎に定められた手順に従い、目的の情報システムを利用するための識別コード（IDまたはアカウント）および主体認証情報（パスワード）の交付を受けなければならない。

２　臨時利用者に本学情報システムを利用させることを目的とした識別コードの交付を希望する場合、本学教職員が全学情報実施責任者の許可を受け、該当する情報システムで定められた手順に従い交付の申請をしなければならない。申請者は同目的による識別コードの利用が不要になった場合、その旨を速やかに届け出なければならない。

（識別コードおよび主体認証情報の利用）

第６条　利用者等は、識別コードの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者等は、識別コードを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない

(2) 利用者等は、自分の識別コードを他者に使用させ、または主体認証情報を他者に開示してはならない

(3) 他者の主体認証情報を聞き出し、又は使用してはならない

(4) 利用者等は、主体認証情報は利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない

(5) 利用者等は、識別コードによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない

(6) 学外の不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いて識別コードによる認証接続を行ってはならない

(7) 利用者等は、識別コードを他の者に使用されたことが判明、またはその危険を察知した際には、直ちに識別コードの発行部署もしくは識別コードを利用する情報システムの運用責任者に届け出なければならない

(8) 利用者等は、識別コードの登録情報の変更が必要になった際は、遅滞なく識別コードの発行部署もしくは識別コードを利用する情報システムの運用責任者に届け出なければならない

(9) 識別コードを利用する情報システムの利用者の資格を喪失した際又は利用する必要がなくなった際は、別途定める様式により、本基盤の運用責任者に識別コードの廃止を届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ当該情報システムの運用責任者が定めている場合は、この限りでない

(10) 利用者等は、識別コードもしくは主体認証情報を失念した場合は、別途定める様式により、識別コードの発行部署に識別コードもしくは主体認証情報の再発行申請を行うことができる

（情報機器の利用）

第７条　利用者等は、様々な情報の作成、利用、保存等のための情報機器の利用にあたっては以下の各号に従わなければならない。

(1) 利用者等が、あらかじめ指定された方法により情報コンセントや無線LANから本学情報システムに接続する場合を除いて、本学情報ネットワークに機器等を接続するときは所定の手続きにより全学情報実施責任者に申請し、その承認を受けなければならない。また、機器の改廃、設置場所変更等申請内容に変更が生じた場合には速やかにその旨を届け出なければならない

(2) 部局や研究室で独自に構築するシステムに適用する規程および手順は部局が準備し、それらを利用する利用者等は、前項により許可を受けた情報機器の利用する場合には、全学情報実施責任者に届け出なければならない

(3) 利用者等は、情報機器において、認証システムおよびログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を適切に設定し、動作させなければならない。不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあっては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない

(4) 利用者等は、情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない

(5) 利用者等は、情報漏えいを発生させないように対策を実施し、情報漏えいの防止に努めなければならない

(6) 利用者等は、情報機器の紛失および盗難を発生させないように注意しなければならない

(7) 利用者等は、情報機器の紛失および盗難が発生した場合は、すみやかに組織情報管理責任者に届け出なければならない

（利用者等による情報セキュリティ対策教育の受講義務）

第８条　利用者等は、全学あるいは各部局等で実施する情報セキュリティに関する講習を受講しなければならない。

２　通常利用者は、赴任時、異動時に新しい職場等で、本学情報セキュリティに関する教育の受講方法について組織情報管理責任者に確認しなければならない。

３　通常利用者は、情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人の責任ではないと思われる場合には、その理由について、組織情報管理責任者を通じて、全学情報実施責任者に報告しなければならない。

４　利用者等は、情報セキュリティ対策の訓練に参加協力しなければならない。

（情報の取り扱い）

第９条　利用者等は、格付けされた情報について、情報格付け取扱手順に従い、文書に明示された方法にしたがって取り扱わなければならない。

（制限事項）

第１０条　利用者等が本学情報システムについて以下の各号に定める行為を行おうとする場合には全学情報実施責任者の許可を受けなければならない。

(1) ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアの利用は原則として認められないが、これを教育・研究目的で利用する場合

(2) 例外的に教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコードやセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用および配布する場合

(3) ネットワーク上の通信を監視する行為

(4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する場合
(5) 本学情報システムの機能及び環境に著しい影響を与える可能性のあるシステムの変更

(禁止事項)
第１１条　利用者等は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。
(1) 当該情報システム、大学が提供したソフトウェア及び情報について定められた目的以外の利用
(2) 指定以外の方法での学外からの本学情報システムへのアクセス
(3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
(4) 守秘義務に違反する行為
(5) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
(6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
(7) 前条に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持および配布行為
(8) 著作権等の財産権を侵害する行為
(9) 通信の秘密を侵害する行為
(10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用
(11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
(12) 不正アクセス禁止法に反する行為、またはこれに類する行為
(13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
(14) 上記の行為を助長する行為

(違反行為への対処)
第１２条　利用者等の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、組織情報総括責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。
２　組織情報総括責任者は、情報セキュリティ関係規則への重大な違反の報告を受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報セキュリティの維持に必要な措置を講じさせるとともに、最高情報責任者を通じて、最高情報責任者ならびに最高情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。最高情報責任者は報告内容に基づき、監督官庁等の関係機関への報告の要否を判断し、報告が必要な場合にはすみやかに監督官庁等の関係機関への報告しなければならない。
３　調査によって違反行為が判明したときは、組織情報総括責任者は次の各号に掲げる措置を講ずることができる。
(1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
(2) 組織情報管理責任者に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
(3) 組織情報管理責任者に対する当該行為者の識別コードの停止、または削除命令
(4) 本学懲戒委員会または調査委員会への報告
(5) 本学学則および就業規則に定める懲戒
(6) その他法令に基づく措置
４　前項に定めるほか、組織情報総括責任者は、事実確認の調査の前又は調査中であっても、緊急の必要があると認める場合は、必要最小限の範囲で前項(1)～(3)に掲

げる措置を講ずる、あるいは組織情報管理責任者に代わって(2)および(3)に定める行為を行うことができる。組織情報総括責任者は、(2)および(3)に定める行為を組織情報管理責任者に代わって行ったときは、その旨を組織情報管理責任者へ通知するとともに、当該措置の適切性について再検証することとする。

（学外からの本学情報システムの利用）

第１３条　利用者等は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、以下の各号にしたがわなければならない。

(1) 学外から識別コードを使って本学情報システムへアクセスするには事前に全学情報実施責任者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない

(2) アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない

(3) 全学情報実施責任者の許可なく、学外からアクセス可能なこれらの情報システムに要保護情報を複製保持してはならない

(4) 情報システムの保守運用に関わる目的でその対象となる情報システムへ学外からアクセスする際には、情報セキュリティ確保のため別に定める手順に従わなければならない

（安全管理義務）

第１４条　利用者等は、自己の管理する情報機器について、本学情報ネットワークとの接続状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に掲げる事項を含む安全管理措置を講ずること。

(1) パスワード等による端末ロックを常時設定すること

(2) OSやアプリケーションの最新の状態に保つこと

(3) 不正プログラム対策ソフトウェアの導入及び定期的な不正プログラム検査の実施（本学が不正プログラム対策ソフトウェアを指定する場合は当該ソフトウェアの導入も含める）

(4) 安全性が確認できていないアプリケーションのインストール及び利用をしないこと

(5) 利用が禁止されているソフトウェアのインストール及び利用をしないこと

(6) 安全性が確認できない通信回線サービスの利用をしないこと

(7) 第三者への端末の貸与しないこと

(8) その他ファイル暗号化、電磁的記録媒体に保存されている情報を遠隔からの命令等により消去する機能等安全管理上適切な対策を講ずること

（情報セキュリティインシデント対応）

第１５条　利用者等は、本学情報システムの利用に際して、情報セキュリティインシデントを発見したとき、または情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合には、速やかに本学の報告窓口に報告し、指示に従うこと。

（雑則）

第１６条　この規則に定めるもののほか、本学情報システムの利用に関し必要な事項は、別途定める。

附　則

１　この規則は、２０２０年８月４日から施行し、２０２０年８月１日より適用する。

２　国立大学法人東京医科歯科大学図書館 IT セキュリティ部門利用規則（平成２

９年規則第６５号）は、廃止する。

附　則（令和４年１月１４日規程第１２号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。